

青果部関係団体各位

札幌市中央卸売市場  
市場長 片貝 太

### 新型コロナウイルス感染防止に係る取引方法の変更等について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市場の新型コロナウイルス感染防止対策については、これまで卸売場でのマスク等着用義務化や取引方法の変更（青果部のせり取引を相対取引へ変更）などの対策を講じてきたところです。

この度、北海道についても国による緊急事態宣言が解除されました。市内の感染者数は減少傾向にあり、いわゆる第 2 波のピークも過ぎ、収束まであと一歩のところまで来ている状況となっております。また、本市の感染症対策本部会議においても、市有施設について感染予防対策を行ったうえで、再開に向けて準備するよう指示があったところです。

つきましては、上記の状況を踏まえて、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、青果部の取引方法の一部を下記のとおり変更することといたします。

青果部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

#### 1 取引方法の変更及び開始日について

令和 2 年 4 月 20 日（月）より実施している取引方法の変更（せり取引を相対取引に変更）に伴い、相対取引で行われている下記の品目について、6 月 1 日（月）よりせり取引を再開する。

※ 取引関係者から感染者が発生した場合や今後の感染状況によっては、せり取引を中止し、相対取引に戻すこととします。

#### 2 せり品目及びせり開始時間について

##### (1) 品目

（野菜）長いも、きゃべつ、はくさい、梅、ほうれんそう、小松菜、ねぎ、とうもろこし  
（果実）府県産夏果実、北海道産メロン・かんろ・すいか・さくらんぼ

##### (2) せり開始時間

7 時 00 分（上記（1）の全品目）

#### 3 せり取引の一部再開にあたっての遵守事項

(1) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者等は卸売場に入場する場合は、マスクもしくはマスクに準ずるもの（タオル等）、帽子及び標識を着用する。守られない場合は、卸売場に入場することはできないものとする。また、繰り返し注意しても守られない方については、処分も含めて対応を検討します。

(2) せりに参加しない者は、せりが終了するまで、その集団から離れた場所にいる。

(3) せりに参加する者は、密集状態にならないよう一定の距離を保つこと。

(4) せり終了後に、売買参加者登録番号等を記入する場合も、密集状態を作らないとともに近距離で会話をしない。

#### 4 その他遵守事項等

- (1) 咳エチケット、手洗い、消毒にご協力をお願いします。
- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (4) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。
- (5) 根拠が曖昧で不確実な情報に惑わされないようお願いいたします。なお、市場内の感染事例については、5月26日（火）時点で、保健所等からの報告もなく、開設者は確認をしておりません。